新型コロナウイルスに関する注意喚起(その36): NZ 政府による金銭面・雇用面の補助等

令和2年4月29日 在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- ・Covid-19 の影響でNZの失業率が上昇(約4%→10%)するとの推計があり、今後、邦人を含む外国人労働者を取り巻く雇用状況はさらに厳しくなるものと予想されます。
- ・現在のところ、豪州(シドニー)経由では帰国することが可能とみられますが、今後とも豪州経由便が維持されるとは限らず、むしろ減便される可能性もあります。
- ・以下, NZ 政府による金銭面・雇用面の補助についてご案内しますが, 受給対象には様々な条件があり, 全ての方が受給できるものではありません。
- ・状況は上記のとおりですので、引き続き長期の滞在を予定されている方は十分にご注意ください。

【本文】

NZ 政府による金銭面・雇用面の補助は、以下に記載があり、主に補助金(Wage Subsidy)や各種社会福祉制度があります。

https://covid19.govt.nz/individuals-and-households/financial-support/

1 給与補助(Wage Subsidy)

NZ 政府から Wage Subsidy を受給している会社等(雇用主)は, Wage Subsidy を受給している期間(12週間)、雇用契約を維持するとともに、元々の給与の約8割(支払えない場合には受給額満額)を被雇用者へ給与として支払うこととされています。被雇用者は, フルタイム・パートタイムの別を問わず, 外国人であってもビザステータスに関係なく受け取ることができるとされています。Wage Subsidy を受給しているにもかかわらず, それを被雇用者へ還元していない会社があるとの一部報道もありますので, 雇用関係の維持や給与に関しては, 雇用主と良くコミュニケーションをとるようにしてください。

なお、下記リンクより、Wage Subsidy を受給している会社等を確認することが可能です。トラブル解決の方法についても記載がありますので、参考にしてください。

https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/newsroom/2020/covid-19/covid-19-wage-subsidy-employer-search.html

2 求職活動をされる場合

社会開発省の傘下に,就職支援を行う「Work and Income」という組織がありますので,参考にしてください。

〈ウェブサイト〉

https://workandincome.govt.nz/

〈電話〉

0800 559 009

3 無料相談先

失業等による困窮に関する無料相談先として、「Moneytalks」があります。NZ政府機関のサイトでも広く紹介されているヘルプラインです。

〈ウェブサイト〉

https://www.moneytalks.co.nz/

〈電話〉

0800 345 123

〈メール〉

help@moneytalks.co.nz

4 社会福祉制度

「NZ 国民又は永住者」の方は、各種社会福祉の受給資格を有しています。同制度には、いわゆる失業手当のほか、食費や住居費、光熱費等のサポートがあります。詳しくは下記リンクの「Help with money」をご確認ください。

https://covid19.govt.nz/individuals-and-households/financial-support/

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html(日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html(英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html(日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

https://www.facebook.com/JICC.NZ (フェイスブック)